

8 信用保証協会の保有する信用情報の人格権に基づく消去請求の可否 (消極)

山本 豊

京都大学名誉教授

東京地判令2・3・24 平30(ワ)29528号 信用情報抹消手続請求事件 2020WLJPCA03248036

●——事実の概要

X(原告)は、平成5年当時、A株式会社の代表取締役であった者であり、現在はB株式会社の代表取締役である。平成5年から6年にかけて、Xは、AがC銀行から、また、D株式会社がE銀行から、Y(被告。F県信用保証協会)による信用保証を利用して各融資を受ける際に、YがAやDに対して有すべき求償権につき連帯保証した。平成8年と11年に、Yは、CやEに各融資債務の残高につき代位弁済した。Yは、電磁的記録として、Xの住所、氏名及び生年月日並びにXがYの求償権につき連帯保証したAによる借入れ及びDによる借入れに係る借入日、借入額及び借入残高(代位弁済後の求償権の残高を含む)(以下、「本件信用情報」という)を保有している。Yは、本件信用情報を、他の信用保証協会からの照会に応じて開示することがある。

このような状況の下、Xは、Yが、Xの信用情報として前記の情報を保有し、他の信用保証協会がその情報を入手できるようにしておく行為が、Xの人格権(プライバシー権)

を侵害すると主張して、電磁的記録からXの信用情報を抹消することを請求して、本訴を提起した(なお、本判決は情報の「抹消」の語を用いるが、個人情報の保護に関する法律〔以下、「個人情報保護法」という〕35条のように「消去」の語を用いる例もある。本稿では、文脈に応じいずれの用語も、意味に相違はないものとして用いる)。

●——判旨

請求棄却

本判決は、まず、本件信用情報の秘匿性の程度につき、「Xの住所、氏名及び生年月日……は人が社会生活を営む上で一定範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、それ以外の情報……はXに関連するYの経済的取引の状況にとどまるものであり、いずれもそれ自体として個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない」と述べた。

次に、情報保有・提供の必要性・公益性の程度については、各信用保証協会が、日本政策金融公庫との間で、中小企業信用保険法に

基づく信用保険契約を締結しており、この信用保険契約においては一事業者ごとに付保限度額が設定されていて、付保限度額内にあるか否かは一事業者に係る全国の各信用保証協会における信用保険契約の保険金額の合計額をもとに判断されること、各信用保証協会は、信用保険契約における事業者の同一性について、代表者の同一性等の実質的な要素を踏まえて判断していることを各認定した上で、「各信用保証協会は、事業者から信用保証の申込みを受けた場合、当該事業者に対する信用保証が上記信用保険契約の対象となるか否かを判断するために、当該事業者に関する取引の状況、当該事業者の代表者の個人識別情報や当該代表者に関連する取引の状況を確認する必要がある、かつ、上記各取引の状況については他の信用保証協会との間の取引の状況も含めて確認する必要がある……。また、……。上記信用保険契約は中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にして中小企業の振興を図るための制度である……。これらからすれば、YがXの識別情報及びXに関連するYの取引の状況を他の信用保証協会がその情報を入手できる状態で保有することの必要性・公益性は相当程度高い」と述べ、さらに続けて以下のように判示した。

Xは、YのCに対する代位弁済から20年以上が経過しており、Aが弁済不能に至った理由は阪神・淡路大震災による会社の破綻であるから、前記の必要性・公益性は相当程度減少していると主張するが、これらの事実は、いずれも「信用保険契約の付保限度額の判断に影響を及ぼすものであるということはないから、上記各事実の存在によって、他の信用保証協会がその情報を入手できる状態で

本件信用情報をYが保有する必要性・公益性が減少するということはない。」

Xは、YのXに対する求償権が時効消滅していることを、前記の必要性・公益性を減少させる事情として指摘するが、「求償権が時効消滅したとしても保険事故……発生の実実自体が消えるものではないから、求償権の時効消滅によって、他の信用保証協会がその情報を入手できる状態で本件信用情報をYが保有する必要性・公益性が減少するということはない。」

Xは、Yが本件信用情報を他の信用保証協会がその情報を入手できる形で保有することにより、Xが代表者を務めるBがE信用金庫から融資を受けられないという重大な不利益を被っていると主張するが、「仮にYが本件信用情報を他の信用保証協会がその情報を入手できる状態で保有することとBがEから融資を受けられなかったこととの間に因果関係が認められるとしても、Bが信用保証協会による信用保証を利用せずに金融機関から融資を受けることは何ら制限されないのであるから、Yが本件信用情報を他の信用保証協会がその情報を入手できる形で保有することによりXが大きな不利益を受けるということではない。」

そうすると、本件におけるYの「行為がXの人格権（プライバシー権）を侵害するものであるということはない。」

●——研究

1 はじめに——個人信用情報消去請求の諸類型と本件事案の位置づけ

個人信用情報の消去をめぐる紛争は、いく

つかの類型に区分できる。

この種の紛争で世に最も著名な例は、グーグル・スペイン事件であろう（同事件に関する欧州司法裁判所2014年5月13日先決裁定〔請求認容〕については多数の文献があるが、差し当たり、栗田昌裕「プライバシーと『忘れられる権利』」龍谷法学49巻4号（2017）311頁以下、石井夏生利『EUデータ保護法』（2020）72頁以下）。これは、インターネットによる検索結果として、過去の破産や差押の事実が表示されるため、検索サービス事業者ないし情報元のウェブサイトに対し、検索結果ないし元情報の消去を請求するというタイプの紛争（Ⅰ類型）に属する。この類型では、情報主体の個人信用情報を公表されない権利・利益と表現の自由や公衆の「知る権利」との対抗が問題となる。

また、破産した会社の代表者であった者が、自己の氏名が記載された会社登記簿が一般に閲覧可能となっていて、自身のその後の企業家活動に支障が生じているとして、情報の消去請求をするというタイプの紛争（Ⅱ類型）もある（これを扱い、請求を否定した事例として、欧州司法裁判所2017年3月9日先決裁定がある。これに言及するものとして、宮下紘「個人情報取扱事業者等の新たな義務」ジュリ1551号（2020）39頁）。ここでは、情報主体の情報を公表されない権利・利益、とりわけ支障なく経済活動を行いうる利益と破産債権者や一般第三者の情報を知る権利・利益との対抗が問題となる。

さらに、個人信用情報を保有・利用する与信業者や信用情報機関に対し、情報主体がネガティブな個人信用情報の消去を請求するタイプの紛争（Ⅲ類型）がある。ここでは、自

己のクレジットヒストリーの浄化を希求して、個人信用情報の消去を求める情報主体の権利・利益と合理的な与信判断や多重債務防止等に役立たせるために個人信用情報を利用する権利・利益との調整が問題になる。Ⅲ類型は、個人信用情報の消去をめぐる紛争類型の中でも、最も典型的なものであり、本件事案も、個別的特殊性は帯びているものの、この類型に近いと考えられる。

2 従来の裁判例

Ⅲ類型の提起する法的問題について、判例の準則はいまだ形成されてはいないが、若干の裁判例の展開が見られる。

たとえば、カード会員である原告が、ガソリンスタンドでの給油に関する少額のクレジットカード代金を約6か月に亘って支払わず、その延滞情報が信用情報機関（CIC）に登録され、銀行からの住宅ローンの融資手続に支障が生じたなどと主張して、被告クレジットカード会社に対し、延滞情報の抹消・変更等を求めたが、これを容れなかった判決として、①東京地判平25・8・8（2013WLJPCA08088007）が、挙げられる。本件において代金が延滞となるについては、原告が、転居の際に、被告に住所変更を届け出ず、郵便局に対しても郵便物転送を依頼しなかったため、請求書や督促状を受け取れず、その後、被告が原告の住民票を取り寄せて、原告の新住所を把握し、新住所宛、請求書を送付して、ようやく支払いがされたという経緯があった。この経緯に照らすと、延滞の原因が原告の資金不足にあるわけではなく、このことが明らかになっても、被告が、本件情報の抹消・変更の求めに応じないことが相当といえるか、とりわけ、本件情報は、CICにより、[返済

状況]につき「異動」、[情報発生日]につき「平成22年8月27日」とだけ登録され、情報利用者には、保証債務を履行された者や破産開始決定を受けた者と区別がつかない態様となっていたことをどう評価するかが問題となった。この点、①判決は、「原告は、本件登録情報がCIC社に保有管理されている限り、信用情報の利用者である加盟金融機関から、与信の際、保証債務を履行された者や破産開始決定を受けた者と同等の信用不安があるものとみなされ、しかも、相当長期間にわたり（5年間・筆者注）、その不利益を受けることとなり、比較的少額の利用代金の支払を不注意により遅滞させた者に対して、課される制裁としては均衡を失している」と指摘しつつも、これは、「指定信用情報機関における情報管理や記録のあり方の問題であり、このことから、被告において、本件登録情報……を抹消すべきものと解することはできないし、クレジット会社等の金融機関は、CIC社などの指定信用情報機関の信用情報を参考するとどめ、与信を行うかどうかの判断は、各金融機関に任されていることに照らすと、ただちに本件登録情報の記録保有等が違法となるとまではいえない」と結論づけた。

次に、②東京地判平28・6・8（2016WLJPCA06088005）は、貸金業者から借入れを行い、分割金の支払を怠ったが、消滅時効により借入金債務が消滅した事案において、借主（原告）が、信用情報機関（CIC）に対し、人格権に基づき、原告に関する信用情報（異動情報等を含む）の登録の抹消等を請求した事案に関する。②判決は、本件登録は、顧客に対する過剰貸付を防止するため、貸金業者に対し、貸付けをする際に事前に顧客の信用

情報を調査することを義務づけている貸金業法13条2項の規定に基づき、なおかつ原告の同意を得て行われたものであって、違法性を欠き、原告の人格権を侵害するではないとして、原告の請求を棄却した。

なお、原告は、本件債務は、原告の消滅時効援用により、時効起算日に遡って消滅するから、原告に債務不履行の法的効果が及ばず、本件情報は、誤情報であって、原告の人格権を侵害すると主張した。しかし、②判決は、時効の効果が遡及するとされているのは、法技術上の配慮によるものであり、消滅時効援用後も債務不履行の事実が登録されているからといって、誤った情報が登録されているとはいえないし、信用情報の登録制度の目的は、債務の履行状況を正確に登録することにより、顧客の返済能力を正確に把握して適切な与信を行わせることにあり、このような制度趣旨からすれば、債務消滅後も、債務不履行の事実を一定期間登録しておくことには、それなりの合理性が認められ、本件情報において、債務の残高が0円とされ、現在は債務が消滅していることが示されていることも考慮すれば、原告の主張を容れることはできないとした。

最後に、本判決後に現れた裁判例であるが、③東京地判令2・10・29（2020WLJPCA10298010）がある。これは、携帯電話の購入費用についての個別クレジット取引において、原告である購入者が、被告クレジット会社に対して売買契約上の事由に基づく支払停止の抗弁を主張して、消費生活センターを通じて交渉していたにもかかわらず、被告が信用情報機関に延滞の信用情報を登録したことにより、社会的信用が失墜し、経済的な不利

益を被ったと主張して、人格権に基づき、延滞情報の消去を請求した事案に関する。③判決は、本件において支払停止の抗弁は認められないと判示した上で、被告が信用情報機関に延滞情報を提供したことは、原告被告間の契約中の「個人情報同意条項」に則ったもので、不当な行為とはいえない旨を述べて、Xの請求を棄却した（③判決につき、詳しくは、個別判例研究⑨〔高松〕）。

これらの裁判例の動きを分析すると、次の諸点を指摘できる。

(a) いずれの判決も、原告の請求を棄却している。

(b) 請求の相手方としては、信用情報の提供元の企業とする場合（①③判決）と提供先の信用情報機関とする場合（②判決）とがあり、特段の争点となることなく、相手方として認められている（なお、個人情報保護法35条に基づく消去等請求に関しては、相手方は、原則として提供元企業になると考えられることにつき、拙稿「『忘れられる権利』と個人信用情報」本誌10号（2021）97頁）。

(c) 人格権侵害を否定するに当たって摘示されている考慮要素は、①情報の登録・提供についての法令上の要請の存在（②判決）、②情報主体の同意（②③判決）、③情報利用者の与信判断の裁量性、換言すると、信用情報の存在が与信拒絶の結果に直結するものではないこと（①判決）などである。④具体的な登録の内容・態様は、②判決が、人格権侵害を否定する上での考慮要素としている一方、①判決は、登録の態様に問題がなくはないとしつつ、人格権侵害を肯定するほどの意味を認めてはいない。また、⑤延滞情報が登録された債務が時効消滅したとの事情は、具

体的登録内容をも踏まえると、人格権侵害を基礎づけるものではないとされている（②判決）。

3 本判決の特色と意義

2で取り上げた裁判例との対比で、本判決の特色をまとめると、以下のようになろう。

(1) 事案内容の特色

本件では、原告が会社代表者であり（①②③判決では、消費者的な個人が原告であった）、被告がF県信用保証協会であること、20年以上前の代位弁済に係る信用情報が問題となっている（信用情報機関に登録された情報の消去請求では、同意条項や当該機関の規則等において、情報を保有等する期間がより短期に限定されているので、20年以上ということにはならない。なお、情報の提供元の与信企業における情報保有期間については別論）ことを指摘できる。また、時効消滅した債権に係る情報が問題になっているという点については、本判決は、②判決に続く事例と位置づけられる。

(2) 判決内容の特色

(a) 全般的特色として、情報の秘匿性の程度、情報の保有・利用の必要性・公益性の程度、情報の保有・利用によって情報主体が受ける不利益の程度という衡量要素に分けて、周到に説示されていることを指摘できる。

(b) これを個別的に見ると、まず、情報の秘匿性の程度については、【判旨】の項で紹介した理由から、本件信用情報は、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえないとした点に、注意が向く。秘匿性の高低の評価は、どの情報と比較するかによっても異なりうるものであるが、「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」（令

和4年個人情報保護委員会・経済産業省告示第2号)における「機微情報」の定義に照らしても、首肯できる説示といえよう。

(c) 情報の保有・利用の必要性・公益性の程度については、【判旨】の項で紹介したように、中小企業信用保険法を踏まえての信用保証の実務運用に言及しつつ、相当程度高いと認めた。②判決における①の考慮と相通ずる視点である（中小企業信用保険法と貸金業法の関係規定の趣旨が、同一というわけではない）。

(d) 本判決は、本件信用情報が、20年以上前の代位弁済に係り、また、時効消滅した債権に関することが、情報の保有・利用の必要性・公益性を減少させる事情に当たるかという問題設定をした上で、【判旨】の項で紹介した理由から、そのような事情には当たらないと判断した。

(e) 情報の保有・利用によって情報主体が受ける不利益の程度については、本判決は、Xが代表者を務めるBが金融機関から融資を受けられないという不利益を被っている旨のXの主張を受けて検討し、仮にYによる本件信用情報の保有等と融資を受けられないこととの間に因果関係があるとしても（この因果関係があるか自体、問題である。これは①判決における③の考慮と相通ずる観点である）、信用保証を利用せずに融資を受ける可能性があるから、不利益の程度は大きくないとした。これは、本件信用情報は、他の信用保証協会が一定の限定された場合に照会できるだけで、金融機関は照会できないことを踏まえての説示である。

(f) なお、本判決においては、②③判決とは異なり、②の観点への言及はない。Yから

Xの同意に関する主張もされていない。これは、個人情報保護法施行（平成17年4月1日）前に取得されたであろう本件信用情報については、その提供が、情報主体の同意を要しないスキーム（たとえば、個人情報保護法27条5項3号所定の共同利用）によって行われている可能性を示唆するが、判決の触れるところではなく、ここで確言することはできない。

本判決は、以上に見てきたような個別的特色を有すると同時に、基本的な方向性としては、不都合な信用情報を消去することに係る情報主体の利益ではなく、情報を収集・利用する側の必要性・公益性の方に軍配を上げたという点で、従来の裁判例の趨勢に沿うものである。間違った内容の信用情報が保有・利用されている場合や、信用情報が必要性もないのに公衆にアクセス可能な形でインターネット上に公開されている場合等とは異なり、正確な内容の信用情報が、与信審査・信用保険の付保限度額等の確認・多重債務防止等の目的のために保有され、限られた有資格者の利用に供されている場合には、人格権に基づく信用情報消去請求のハードルは相当に高いということを示す実例が、本判決により、一つ加わったといえよう。